

富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金制度のご案内

富士見町では定住促進を図り町の活性化を推進するため、移住・定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方にその経費の一部を補助します。

◆補助要件

補助対象者 *全てに該当すること	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に自らが移住・定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した者 ・申請時に町内に住所を有している者（外国人含む） ・富士見町が賦課する町税および料金の滞納が無い者 ・申請時に満45歳未満の者（共有の場合は持分1/2以上の者） ※ただし、下記に定義する消防団員等は年齢要件なし。 ・富士見町公共下水道および農業集落排水に接続して新築した者、かつ、区・集落組合に加入した者 ・富士見町暴力団排除条例に抵触していないこと
補助対象住宅の条件	町内に本店、営業所を有する業者が、新築に係る全部または一部工事を施工した住宅
補助額	100万円

◆上記補助対象のうち富士見町消防団員等や居住誘導区域内の新築である場合に補助金が加算されます

加算対象の条件	<p>上記の要件を全て満たす者（ただし、消防団員等については、申請時に満45歳未満の年齢要件はありません。）のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が富士見町消防団員又は消防団員を退団した者で、勤続5年以上の勤務を有し、かつ、退団後3年以内の者 ・補助対象住宅が居住誘導区域内にある場合
加算額	消防団員等・・・11万9千円 居住誘導区域内・・・5万円

◆申請書類

- 富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金交付申請書（様式第1号）
- 新築住宅に係る請負契約書の写し
- 町内業者の施工内容および支払いが確認できる書類の写し
- 登記事項証明書（全部事項／家屋のみ）
- 住宅の位置図
- 住宅の完成写真
- 町税等の「完納証明書」、または町税等の滞納がないことを補助金（交付金）交付事務取扱職員が確認することの「閲覧承諾書」
- 住民票の写し（世帯全員）
- 区・集落組合加入証明書
- 富士見町消防団員証明書（消防団員等に該当する場合のみ）
※消防団員等に該当する場合は、申請時に申し出てください。



◆注意事項

- ・補助金の申請を予定している方は、補助対象の条件に該当しないケースがありますので、事前にお問合せ下さい。
- ・申請は、住宅の建築または取得が完了した日（保存登記完了日）から3か月以内となります。

問合せ：富士見町役場総務課まちづくり推進係 ☎0266-78-8187

富士見ウツリスムステーション ☎090-1119-9332